

# 令和7年度 中部局 請負事業体及び立木販売における災害発生報告（休業4日以上）

No. 1

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
1	南木曾支署	R7. 5. 8	治山事業	支障木処理	被災者は、復旧治山工事箇所において、小径木を電動チェーンソーで刈払う作業中、傾斜地で足を滑らせ転倒した際に左手がチェーンソーから離れ、チェーンソーの刃が回転しているところに左前腕上部が当り受災した。	休業見込み：約6ヶ月 怪我の程度： 左前腕伸筋群断絶	・足元が悪い法面で、腐葉土が堆積していたことで非常に滑りやすい場所であったことに加え、前々日の雨で地表が湿っていたことで滑って転倒したことが考えられる。チェーンソー作業に当たっては、足場をしっかりと確保しバランスのよい姿勢で行うとともに、傾斜地ではスリップしないよう足場の確保が重要。また、チェーンソーを肩より高く上げて作業することが無いように注意が必要です。
2	岐阜署	R7. 5. 15	林道事業 (建設機械借上)	崩土除去作業	第3号重大災害報告と同じ	・5月15日：死亡 ・死因：外傷性血気胸	第3号重大災害報告と同じ
3	東濃署	R7. 6. 26	治山事業	看板設置作業	被災者は、林道のガードレール側に設けた屋根付きゴミの集積所（単管を使った仮設物）のゴミの分別を促すためのゴミ分別看板を設置するため、ガードレール外側から作業していたところ、誤って林道法面（ブロック積擁壁）から転落し受災した。	休業見込み：14日 怪我の程度： 腰椎圧迫骨折	・看板設置に当たっては、転落などの危険のないガードレールの内側で、後々の事業に支障とならない箇所で、できるだけ林道の路肩やガードレールから一定程度距離のある、より安全な位置に看板を設置する。
4	東信署	R7. 9. 3	立木販売	フォワーダ操作説明	被災者はフォワーダの運転席後方のグラップル部の説明を聞くため、被災者はキャビンから降りようと、両手で手すりをつかみ、左足をステップにかけたところ、ステップにかけていた左足が滑り、驚いた拍子に手すりから両手を離してしまい、腰から地面に落下して受災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度： 腰椎圧迫骨折	・車両系木材伐出機械の乗降や移動にあたっては、手すりやステップを必ず使用するとともに、泥の付着等により滑りやすくなっている場合があるので常に足元の確認・確保に十分注意する必要があります。
5	北信署	R7. 10. 6	造林事業	歩道整備 (刈払作業)	被災者は歩道整備のため歩道から山側の斜面を刈払作業中、左足を後方に下げた際に、幅員90cmの歩道の路肩から足を踏み外し、刈払い機を持った状態のまま谷側へ約1.2m滑落し受災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度： 右足後十字靭帯付着部剥離骨折	・林内での作業や移動に当たっては、滑り止めのスパイクのある地下足袋などの履物を着用するとともに、地面や地被物が濡れている時は特に滑りやすいので、足元の確認・確保に十分注意する必要があります。

# 令和7年度 中部局 請負事業体及び立木販売における災害発生報告（休業4日以上）

No. 2

番号	署等	発生日	事業	従事作業	災害の概要	休業見込み等	防止対策
6	東信署	R7. 12. 4	造林事業 (保育間伐活用型)	伐倒作業	被災者は伐採したカラマツAが、隣接していたカラマツBにかかり木状態となったが、状況を確認し、「あとで重機で対処しよう」と判断、カラマツA（かかり木）から目を離し次の伐採対象木に向かって移動しかけたところ、かかり木のカラマツAが被災者の方へ倒れ、被災者の腰に当たり受災した。	休業見込み：3ヶ月 怪我の程度：腰椎破裂骨折	・まずは、かかり木を発生させないことが重要。伐倒木と隣接木の状況確認、適切な伐倒方向の選定、正しい手順による作業を遵守すること。かかり木になってしまった場合は、いつ落下するか予測が困難なことから、安全な作業方法による早期の処理、または危険個所への立ち入りを禁止する措置が必要です。